

外商投資安全審査弁法 実務上のポイント

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報
専門家による政策解説～

2021年8月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所

海外調査部

【免責条項】

本レポートは、北京市環球法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

1. 関連業界の最新動向

「外商投資安全審査弁法」（中華人民共和国国家發展改革委員会・中華人民共和国商務部令第37号、2020年12月19日公布、2021年1月18日施行。以下、「弁法」）施行以降、外商投資安全審査が実際に行われた事例はいまだ公表されていないため、比較的最近の事例として以下の2件をご紹介します。いずれも、従来の外資安全審査制度に関する根拠法令に基づき、安全審査が行われた事例ですが、「弁法」は、過去の審査業務における実例を踏まえて制定されたものであり、参考になると思われます。

- (1) 軍需付帯産業の企業に該当する、「武器装備科研究生産単位三級保密密資格証書」および「装備承制単位注册証書」（第二類）を保有する長沙牧泰萊電路技術（以下、「長沙牧泰萊」）の100%持分に対し、香港企業である駿亜企業（以下、「駿亜」）を筆頭株主とする広東駿亜電子科技が買収を進めるにあたって、「駿亜」は、2018年11月30日、商務部に対して、当該買収取引につき、外国投資者による合併・買収にかかわる安全審査申告を行いました。当該審査期間中、「長沙牧泰萊」は、「武器装備科研究生産単位三級保密密資格証書」および「装備承制単位注册証書」（第二類）の返納届出を行いました。2019年6月5日、当該買収取引は、外国投資者による合併・買収にかかわる安全審査に合格しました。
- (2) 香港企業を筆頭株主とする永輝超市は、中百控股集团（以下、「中百集団」）に対しTOBを実施しようとしたところ、2019年8月21日、国家發展改革委員会より外商投資安全審査にかかわる申告を行うよう要求されました。2019年9月4日、永輝超市は、安全審査の申告書類を同委員会に提出したところ、特別審査が行われることになり、最終的に永輝超市は、国家發展改革委員会の要求により、「中百集団」の実質的支配者である武漢国有資産経営と協議を行い、それまで進めていたTOB計画を撤回すること等を定めた覚書を交わしました。2019年12月25日、本件の審査は終了しました。

このように、現時点では公表されている事例が少数のため、国家發展改革委員会および商務部による外商投資への安全審査の実施動向について、今後も注視していく必要があります。

2. 企業からの問い合わせが多い事項

- (1) 「弁法」施行後、従来の外商投資安全審査にかかわる他の法令の効力はどうなるのでしょうか。

従来の「外国投資者による国内企業の合併・買収にかかわる安全審査制度の確立に関する國務院弁公庁の通知」（国弁発〔2011〕6号、2011年2月3日公布、2011年3月5日施行。以下、「確立通知」）、「外国投資者の国内企業の合併・買収の安全審査制度の実施にかかわる商務部の規定」（商務部公告2011年第53号、2011年8月25日公布、2011年9月1日施行。以下、「実施規定」）および「自由貿易試験区外商投資国家安全審査試行弁法」（国弁発〔2015〕24号、2015年4月8日公布、2015年5月8日施行。以下、「試行弁法」）はいず

れも廃止されておらず、今日でも有効です。

「弁法」は外商投資安全審査に関する包括的な法規ですが、必ずしも全ての関連事項について明確な規定がなされているわけではなく、審査基準等一部の未規定事項については、上記法令の規定が大いに参考になるものと思われま

(2) 外商投資安全審査の対象となる外商投資の形態について、「弁法」の第2条第2項第3号は、「外国投資者がその他の方法により国内において投資すること」と規定していますが、ここでいう「その他の方法」は何を指すのでしょうか。

「その他の方法」について、「弁法」にはより詳細な規定は設けられていませんが、実施規定第9条を見る限り、代理保有、信託、多層的再投資、賃貸借、貸付、契約支配、国外取引等（これらに限られない）がこれに当たると思われます。また、自由貿易試験区内における外商投資安全審査のみに適用される「試行弁法」では、契約支配、代理保有、信託、再投資、国外取引、賃貸借、転換社債型新株予約権付社債の購入等も審査対象としています。

(3) 外商投資安全審査を行う基準は何でしょうか。

「弁法」では、外商投資安全審査の基準を明確に定めていません。「確立通知」では、外国投資者による合併・買収取引に対する安全審査について、次の要素を考慮するとしています。

- ① 取引が国防安全（国防上必要となる国内製品製造能力、国内サービス提供能力および関連設備を含む）に与える影響
- ② 取引が国家経済の安定運営に与える影響
- ③ 取引が社会基本生活秩序に与える影響
- ④ 取引が国家安全にかかわる基幹技術の研究開発能力に与える影響

また、「試行弁法」では、外商投資に対する安全審査において考慮すべき項目として、上記①～④に加え、外商投資が国家の文化安全および公共道徳に与える影響、並びに国家のサイバーセキュリティに与える影響も挙げています。

(4) 外商投資安全審査の免除に関するルールはありますか。

特にありません。

(5) 自社の外商投資安全審査の要否に関して、確認できる方法はありますか。

申告の要否は原則として当事者自らが判断しますが、「業務メカニズム弁公室」に問い合わせを行うこともできます。なお、「業務メカニズム弁公室」に電話で確認したところ、問い合わせは実名で行う必要があるとのこと

3. 日系企業における留意点

(1) 「弁法」第4条第1項第1号によれば、投資先企業が軍事施設および軍事施設周辺地

域に所在していないか注意した方がよいでしょう。所在している場合、安全審査の対象となり得ます。

- (2) 「弁法」第4条第1項第2号によれば、IoT（モノのインターネット）分野に投資する場合、投資先企業が重要情報技術並びにインターネット製品およびサービス等の事業を行っているか否かに注意が必要です。行っている場合、安全審査の対象となり得ます。
- (3) 「弁法」第10条によれば、「業務メカニズム弁公室」は審査において、当事者に対して補足資料の提出を要求することができます。また、「弁法」第11条によれば、当事者は当該審査期間において、投資プランを修正することができます。ただし、補足資料を準備する時間、投資プランを修正する時間は審査期間に算入されていません。また、特別審査は、特殊な状況において、審査期間を延長することができます。このため、実際に審査が完了するまでに、所定の審査期間である105営業日（初歩的審査15営業日+一般審査30営業日+特別審査60営業日）より長い日数が必要となる可能性があります。したがって、今後、投資または合併・買収に際し安全審査を受けることになった場合には、スケジュール上、十分な時間的余裕を確保する必要があります。

4. 今後の見通し

- (1) 各業種・分野に焦点を合わせた関連規定の公布が待たれます。例えば、「弁法」第22条では証券取引所または国务院が承認する他の証券取引場所で国内企業の株式を買収する場合における安全審査について別途具体的な規則を制定するとしていますが、かわる規則は現時点でまだ公布されていません。
- (2) 2.企業からの問い合わせが多い事項(2)の「その他の方法」に代理保有、契約支配等が含まれること、(3)の外商投資安全審査において考慮される要素に関し、前者は「確立通知」と自由貿易区のみ適用される「試行弁法」、後者は「実施規定」と「試行弁法」に関連規定があるのみで、「弁法」には具体的にこれらに言及した規定がありません。これらの点に関し「確立通知」および「実施規定」、または「試行弁法」に基づく運用がなされるか否かについて、関連文書による明確化が待たれるとともに、実務動向をウォッチしていく必要があります。

北京市環球法律事務所

レポートをご覧いただいた後、アンケート(所要時間:約 1 分)にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20210034>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp